

令和8年度 社会福祉事業助成及び寄付実施要領

公益財団法人京遊連社会福祉基金では、京都における社会福祉に関する事業（活動）を支援する目的で、社会福祉事業の助成募集および寄付を実施します。

助成・寄付総額

1,300万円(予定)

助成募集要領

1 募集期間

令和8年7月1日（水）から令和8年8月31日（月）まで

2 助成対象団体

原則として、京都府内において社会福祉活動を行い、3年以上の活動実績を有する法人又は団体を対象とします（個人は除きます）。

※1 同一事業に対する他の助成金との重複受給については、申請時に申告してください。

※2 反社会的勢力又はこれらと関係のある法人若しくは団体からの応募は受け付けません。また、特定の政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業又は営利を主たる目的とする事業は助成対象外とします。

3 助成対象事業

京都府内において実施される社会福祉事業であって、令和8年度中に実施し完了する単年度事業を対象とします。

対象事業は、次のいずれかに該当するものとします。

- 障害者福祉の向上に資する事業
- 高齢者福祉の向上に資する事業
- 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- 勤労者福祉の向上に資する事業
- 地域福祉の推進及び地域社会の発展に資する事業
- その他、社会福祉の向上に寄与すると認められる事業

なお、事業完了後は完了報告書を提出していただきます。

4 助成額等

- 1件あたり200万円を限度とします。
- 助成申請額が30万円を超える場合の助成額は、総事業費の4分の3以内とします。
- 助成額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨ててください。

5 助成対象経費

助成対象事業の実施に直接必要な経費とします。

ただし、次に掲げる経費は原則として助成対象外とします。

- 団体の経常的な運営経費
- 職員等の人件費
- 飲食費及び接待費
- 借入金の返済に要する経費
- その他、本財団が不適当と認める経費

6 申込書請求

助成金交付申込書は本財団ホームページからダウンロードしてください。

または、本財団へ郵送により請求することもできます。

(返信の経費はご負担ください。)

[「助成金交付申込書ダウンロードはこちら」](#)

7 申込書提出方法

助成金交付申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに郵送等でご提出ください。

【添付書類】

- 定款、規約、会則（又は、これに類するもの）
- 役員名簿
- 事業活動計画書及び収支予算書（本年度のもの）
- 事業報告書 過去3年分（活動実績の確認のため）
 - ※ 過去3年以内に当財団へ申請実績がある場合は、直近年度分のみ提出してください。
- 収支決算に関する諸表（過去3年度分）
 - ※ 過去3年以内に当財団へ申請実績がある場合は、直近年度分のみ提出してください。
- 助成対象事業の実施計画書
- 見積書その他事業費の積算根拠資料
- 団体又は施設の概要が分かる資料
(過去3年以内に当財団へ申請実績がある場合又は団体のホームページ等により活動内容を確認できる場合は不要です。)
- その他参考資料（任意）

本財団は、審査に必要と認める場合、追加資料の提出又は現地調査をお願いすることがあります。

なお、提出された書類は返却いたしませんので、添付書類のコピー又は控えを必ず保管してください。

8 申込書提出期限

令和8年8月31日（月）

※ 郵送、宅配便その他の方法により提出する場合は、令和8年8月31日までの発送

が確認できるものを有効とします。

申請書には、日中に連絡可能な電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載してください。

本財団からの受付確認、追加資料の依頼、選考結果の通知その他事務連絡は、原則として電子メールにより行います。

やむを得ない事情により電子メールアドレスを保有していない場合は、申請前に事務局へご相談ください。

また、迷惑メール対策等を行っている場合は、本財団からのメール（syuji@kyoyurenfukushi.or.jp）が受信できるよう設定をお願いいたします。

申請書類を受領後、受付完了メールを送信します。申請後10日程度を経過しても受付完了メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

9 助成対象団体の選考

助成対象団体及び助成金額は、本財団の選考委員会において審査の上、決定します。審査に当たっては、主に次の事項を総合的に勘案します。

- 公益性
- 社会的必要性
- 地域への貢献度
- 事業の実現可能性
- 助成効果及び継続性

10 助成の決定通知

選考結果は、令和8年10月中を目途に、PDFファイルを電子メールにより申請団体へ通知します。

なお、選考内容及び選考結果に関するお問い合わせには応じられません。

11 寄付・助成金の贈呈式

助成決定団体には、令和8年11月25日（水）に開催予定の「寄付・助成金の贈呈式」へご出席いただきますので、あらかじめご予約ください。

12 助成金の交付

助成金は、助成決定後に指定された当該団体名義の金融機関口座へ振り込みます。

13 完了報告

助成事業終了後3か月以内に、所定の完了報告書及び関係書類を提出していただきます。

14 助成金の返還

次のいずれかに該当する場合は、助成決定の取消し又は助成金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

- 申請内容に虚偽があった場合
- 助成金を目的外に使用した場合
- 事業を実施しなかった場合
- その他、本財団が不適当と認めた場合

寄付実施要領

1 寄付対象

京都府内の地方公共団体が行う、社会福祉行政を支援する目的で寄付を行います。

2 選考方法

寄付対象の地方公共団体及び寄付金額は、選考委員会において審査の上、決定します。

助成・寄付に関するお問い合わせ先

公益財団法人 京遊連社会福祉基金事務局
〒606-8431 京都市左京区鹿ヶ谷下宮ノ前町4番地
TEL： 075-752-0294
FAX： 075-752-0220
E-mail： syuji@kyoyurenfukushi.or.jp

個人情報の取扱いについて

- 申請により取得した個人情報は、助成事業及び寄付事業に係る審査、連絡及び結果通知その他事業運営に必要な範囲でのみ使用します。
- 助成又は寄付が決定した場合は、団体名、事業名及び助成額又は寄付額を公表することがあります。
- 本財団は、個人情報保護法その他関係法令に基づき、個人情報を適切に管理します。